物件設置に関する覚書

　今般、利府町　　　　　　　　　　　　　　　　に設置する下水道施設・工作物・その他の物件に関し、設置並びにその維持管理、撤去等について、関係人の間において、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

　１，　利府町公共下水道に接続する工作物等の設置及び利用並びに維持管理に

　　　ついては、利府町下水道施設に損害を与えないよう関係人が責任を持って

　　　これを行うものとする。

　２，　関係人は、物件の設置期間満了時には利府町下水道施設に接続した物件

　　　の撤去を速やかに行い現状に復帰するものとし、設置した物件の利用等に

　　　関する継承は一切行わないものとする。

　この覚書の証として本書を　　通作成し、関係人がそれぞれ記入押印のうえ、各自１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　関係人　物件設置申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　土 地 所 有 者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印